



平成 29 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 S R A ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鹿 島 亨
(コード：3817、東証第一部)
問合せ先 管理本部長 生川 尚幸
(TEL 03-5979-2666)

当社子会社の訴訟（控訴）の判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社 S R A（以下、「S R A」という。）が株式会社ハピネット（以下、「ハピネット」という。）に対して提起した損害賠償等請求訴訟およびハピネットが S R A に対して提起した業務委託料返還等請求訴訟について、本日、東京高等裁判所より判決が言い渡されました。

判決につきまして S R A の主張が全面的には認められず、当社としましては、誠に遺憾であります。今後は、弁護士をまじえ、判決内容を精査するとともに、方針を検討してまいります。なお、本判決による当社連結業績への影響は、現在確認中であります。

開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起および判決のなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所 : 東京高等裁判所
- (2) 控訴提起年月日 : 平成 28 年 11 月 2 日 (S R A がハピネットに対し控訴提起)
平成 28 年 11 月 8 日 (ハピネットが S R A に対し控訴提起)
- (3) 判決年月日 : 平成 29 年 12 月 13 日

2. 控訴審判決の概要

下記には、主として支払額について記載しております。

- (1) ハピネットは、S R A に対し金 2, 232 万 5, 625 円およびこれに対する支払済までの年 6 分の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) S R A は、ハピネットに対し金 8 億 2, 232 万 2, 500 円およびこれに対する支払済までの年 6 分の割合による遅延損害金を支払え。
- (3) S R A およびハピネットのその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は 5 分の 4 を S R A の負担とし、5 分の 1 をハピネットの負担とする。
- (5) この判決は、(2) について、仮に執行することができる。

3. 訴訟の原因および提起に至った経緯

S R A は、ハピネットとの間で締結した「新基幹システム構築」に関する開発委託契約および関連する複数の契約に基づき、作業を進めておりましたが、ハピネットは、S R A の作業停止を指示するとともに、代金の支払いを拒否しました。そのため、司法に判断を委ねることが妥当として、平成 23 年 3 月 31 日に訴訟を提起したものです。

平成 28 年 10 月 31 日に第 1 審判決が言い渡されましたが、S R A は、その内容を不服とし、控訴しました。控訴審におきましても、S R A は断固たる姿勢で正当性を主張してきました。

4. 関連する過去の開示

- (1) 「損害賠償等請求訴訟提起に関するお知らせ」 (平成 23 年 3 月 31 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20110331.pdf>
- (2) 「当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」 (平成 23 年 4 月 6 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20110406.pdf>
- (3) 「当社子会社の訴訟の判決に関するお知らせ」 (平成 28 年 10 月 31 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20161031.pdf>
- (4) 「当社子会社の訴訟の判決の更正決定に関するお知らせ」 (平成 28 年 11 月 2 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20161102.pdf>
- (5) 「当社子会社の訴訟 (控訴) の提起に関するお知らせ」 (平成 28 年 11 月 8 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20161108.pdf>
- (6) 「当社子会社に対する訴訟 (控訴) の提起に関するお知らせ」 (平成 28 年 12 月 14 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20161214.pdf>

以 上